平成２７年（フ）第１５０号
福井市若杉町第７号７番地
債務者　笈田すず子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
福井市若杉町第７号７番地
債務者　笈田　徹次
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
福井市春山２丁目８番３号
債務者　吉野　一心
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
福井県坂井市春江町境21－２－１　リーブルハウスＮ204号、住民票上の住所福井県坂井市春江町江留上旭14番地５　パルテール旭203号室
債務者　長谷部真衣
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の300
債務者　大関　健司
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４０号
三重県津市久居相川町1951番地63
債務者　作田　熙子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６４号
兵庫県尼崎市道意町３丁目７番地の１　レオパレスＨ＆Ｋ２－107
債務者　岩井　大圭
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８９号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目４番22―505号
債務者　柴田　力弥
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９７号
山口県下関市一の宮町２丁目12番10号　ハイツグリーンピアＣ棟　202号
債務者　泥谷　成孝
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
徳島県那賀郡那賀川町中島913番地２　中島住宅235号室、前住所徳島県阿南市長生町南貝ヶ原10―１　Ｃ―１
債務者　福徳奈津樹
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第４５０号
北九州市小倉北区白銀１丁目12番12号（白銀小島アパート）
債務者　青木五十子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１号
長崎県対馬市厳原町田渕975番地、前住所長崎県対馬市厳原町田渕964番地
債務者　船越真由美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
宮崎市大字本郷南方4030番地１　ウィンドヴィラＫ２－201号
債務者　岩井　健志
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７０号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｃ棟201
債務者　松﨑　伸子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
福島県田村市船引町船引字砂子田178番地　砂子田コーポ205号
債務者　平山　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
福島県郡山市堤１丁目88番地　堤マンション２号棟303号、前住所福島県東白川郡棚倉町大字瀬ヶ野字仲ノ町27番地２
債務者　渡辺　睦未
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係